広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十八号

広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

改正する。 広島県農業協同組合法施行細則(平成十八年広島県規則第四十一号)の一部を次のように

別記様式第十九号を次のように改める。

農業経営規程設定(変更・廃止)承認申請書

年

 \mathbb{H}

Ш

広島県知事 様

住 所

代表者氏名

<u>=</u>

けたいので、次の書類を添えて申請します。 農業協同組合法第11条の32第1項(第3項)の規定により、農業経営規程の設定(変更・廃止)の承認を受

添付書類

- 1 設定する場合
- (1) 設定しようとする農業経営規程
- (2) 理由書
- (3) 農業経営事業計画書
- (4) 次のいずれかの書類
- 書類 農業協同組合法第11条の31第3項又は第4項の規定による組合員又は会員の同意を得たことを証する
- る議決を行った総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本、同条第7項の規定による公告又は通知をした とを証する書類 農業協同組合法第11条の31第5項に規定する農業協同組合の場合にあっては,同条第6項の規定によ とを証する書類及び同条第8項の規定による総組合員の6分の1以上の組合員の反対の意思が無いこ
- 5 合の総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本 農業協同組合連合会の場合にあっては、農業協同組合法第11条の31第9項の規定による議決を行った組
- 2 変更する場合
- (1) 変更しようとする農業経営規程の新旧対照表
- (2) 理由書
- (3) 変更後の農業経営事業計画書
- (4) 次のいずれかの書類
- 書類 農業協同組合法第11条の31第3項又は第4項の規定による組合員又は会員の同意を得たことを証する
- ことを証する書類及び同条第8項の規定による総組合員の6分の1以上の組合員の反対の意思が無いこ る議決を行った総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本、同条第7項の規定による公告又は通知をした とを証する書類 農業協同組合法第11条の31第5項に規定する農業協同組合の場合にあっては,同条第6項の規定によ
- 5 合の総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本 農業協同組合連合会の場合にあっては、農業協同組合法第11条の31第9項の規定による議決を行った組
- 3 廃止する場合
- (1) 廃止前の農業経営規程
- (2) 理由書
- (3) 廃止に伴う当該事業に係る財産の処理方針等を記載した書類
- 4 1,2及び3に共通して提出する書類

設定,変更又は廃止を行うことについての議決を行った総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本

- 注 1 不用の文字は消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

この規則は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第一条附 則

に規定する政令で定める日から施行する。